

使用前検査申請書

廃炉発官R5第6号  
令和5年4月14日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3  
第7項の規定により次のとおり検査を受けたいので申請します。

<p>発電用原子炉施設の設置又は変更に係る 事業所の名称及び所在地</p>	<p>福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の概要</p>	<p>福島第一原子力発電所 放射性固体廃棄物等の管理施設 固体廃棄物貯蔵庫第10棟（10-A分） 貯蔵エリア（10-A分） 換気空調設備（10-A分）  実施計画 II. 2. 10 参照</p>
<p>実施計画の認可年月日</p>	<p>平成25年 8月14日 (実施計画の変更認可年月日： 令和 5年 2月21日)</p>
<p>検査を受けようとする工程</p>	<p>構造、強度又は漏えいに係る試験を することができる状態になった時 設備の組立てが完了した時 工事の計画に係る工事が完了した時</p>
<p>検査を受けようとする期日</p>	<p>自 令和5年 6月 9日 至 令和6年 3月29日</p>
<p>検査を受けようとする場所</p>	<p>東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の 使用の開始の予定時期</p>	<p>令和6年 4月30日</p>

工事の工程に関する説明書

項目	年月		2023年												2024年											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
放射性固体廃棄物等の管理施設 固体廃棄物貯蔵庫第10棟 (10-A分) 貯蔵エリア (10-A分) 換気空調設備 (10-A分)		▼			☆	-----	☆																			

— : 工事期間    ☆ : 使用前検査    △ : 工事完了  
 ▼ : 「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可

以上

工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立入制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

放射性固体廃棄物等の管理施設 : 管理対象区域

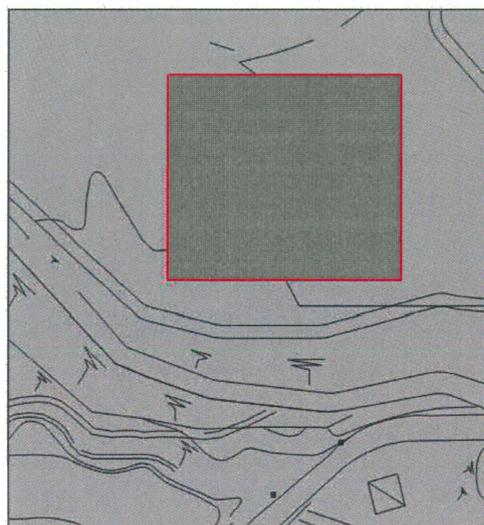
別添 : 検査場所図

以 上

検査場所図



■ 拡大図



放射性固体廃棄物等の管理施設

- : 敷地境界
- : 管理対象区域
- : 検査場所